



大崎市学校施設開放の手引き



大崎市教育委員会 生涯学習課

令和7年4月

も く じ

はじめに-----	P 2
-----------	-----

利用手順

S T E P 1 団体登録-----	P 3
S T E P 2 利用～報告-----	P 4
S T E P 3 登録変更・更新-----	P 5
利用時の注意点・照明料について-----	P 6
ナイター設備の利用手順-----	P 7
施設別照明料一覧表-----	P 8
団体登録・お問い合わせ-----	P 8 下部

記入例

団体登録申請書（新規・更新）-----	P 9
〃（変更）-----	P 10
利用申請書-----	P 11
利用報告書-----	P 12

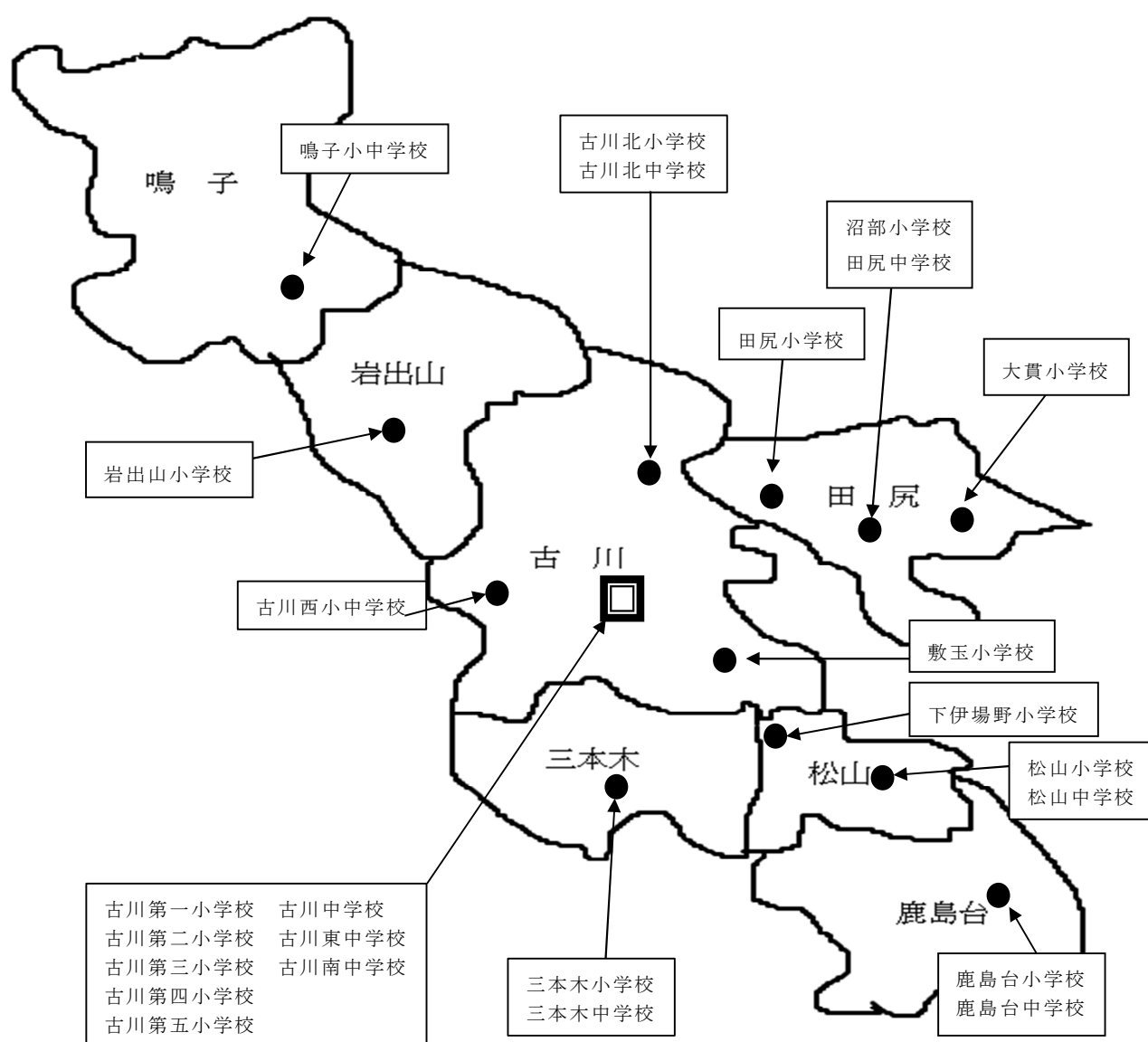
市規程

大崎市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則-----	P 13
大崎市立小学校及び中学校の施設の開放に関する実施細則---	P 15

～ はじめに ～

学校施設開放事業とは、体育館や校庭などの学校施設を市民のスポーツ活動や地域コミュニティの活動の場として提供する事業です。

利用するにあたって団体登録が必要になりますので、次ページからの内容をお読みいただき、みなさんもぜひ本事業をご利用ください。



※岩出山中学校は施設の構造の関係から、学校施設開放を実施しておりません。

STEP 1 団体登録

1. 団体登録の方法

利用の際は、事前に団体登録をおこなう必要があります。下記の申請書類を揃えて、8 ページ「団体登録・問い合わせ先」に提出してください。

ただし、年1回程度の利用にとどまる場合や臨時に利用したい場合については、登録の手続きは不要です。利用の際、学校に「1 回限りの利用」であることをお伝えし、利用者名簿と併せて申請してください。後日、学校開放施設利用申請書と利用者名簿をもって簡易登録をおこないます。

《新規申請時の提出書類》

《必須書類》

- ☐ 様式第 1 号 大崎市立学校施設開放利用団体登録申請書
- ☐ 免許証等の顔写真付き身分証明書（代表者のみ）
- ☐ 会則・規約（活動内容がわかるもの）
- ☐ 会員名簿（氏名・住所・年齢（在学の方は学校名）がわかるもの）

※市民の健康増進や社会教育の振興を目的とした事業になりますので、構成員に市関係者（在住・在勤・在学）が1人でも含まれている必要があります。

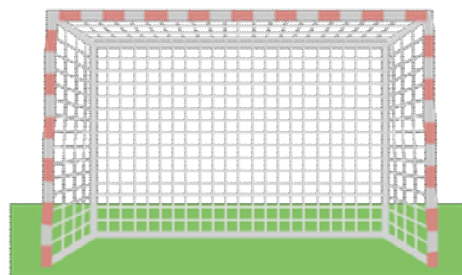
※会員数が50人以上の場合（例：行政区で申請する場合）については、個人名簿に代えて団体の役員名簿のみの提出でも可能です。

- ☐ 予算書（申請年度のもの）
- ☐ 決算書（前年度のもの） ※新規設立等で決算書が無い場合は提出不要です。
- ☐ 事業計画書（申請年度のもの）

2. 学校施設開放利用団体登録証の送付

提出された申請書類の内容を生涯学習課で確認し、問題がなければ団体代表者様宛てに、後日、登録証を送付します。

登録証がお手元に届きましたら、STEP 2に移ります。



STEP 2 利用～報告

1. 利用予約

はじめに、利用を希望する学校へ連絡し、予約状況を確認してください。利用希望日を学校開放施設利用申請書（学校に備え付けてあります）に記入し、利用希望日の2ヶ月前から7日以前までに学校に提出してください。

【学校に提出するもの】 学校開放施設利用申請書、登録証（提示のみ）

【学校から受け取るもの】 学校開放施設利用許可証、学校開放施設利用報告書

※市ホームページにも報告書の様式を掲載しています。

短縮 URL  <https://00m.in/dVzXn>

※申請は1ヶ月単位で可能です。

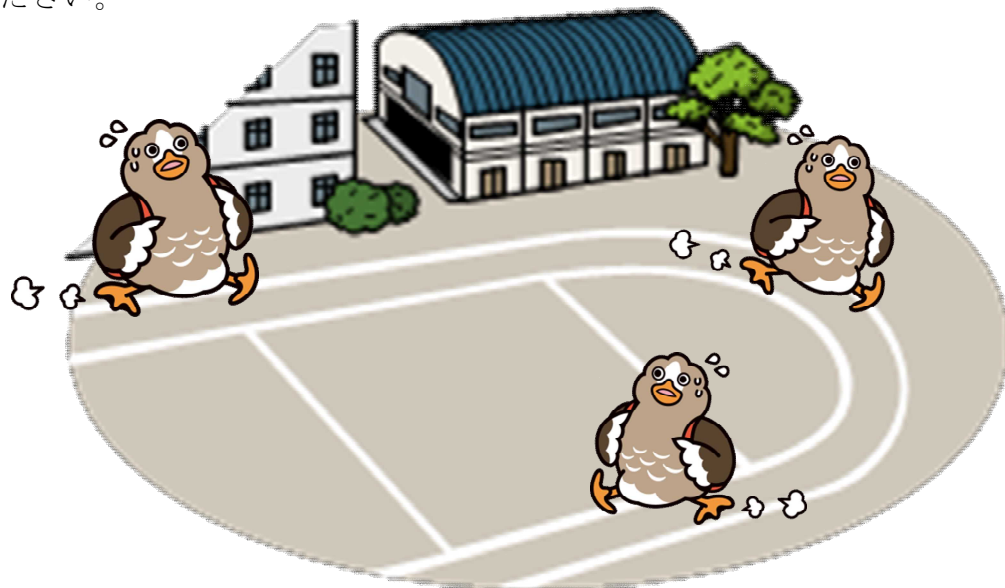
※学校によっては調整会議を開催し、利用される方々が話し合ってその月の利用予定を決めている場合もあります。

2. 利用当日

利用当日、各学校の管理員に「学校開放施設利用許可証」を提示して鍵を借ります。学校によっては市民の方に管理員をお願いしておりますので、初めて利用される方は申請の際に学校へご確認ください。

利用後は、鍵と一緒に「学校開放施設利用報告書」を管理員に提出してください。

初めて利用される方は、鍵を借りる際に鍵の返却方法と報告書の提出方法についても管理員にご確認ください。



STEP 3 登録変更・更新

1. 登録変更手続き

団体名や代表者を変更した場合は、変更内容がわかる書類を添えて8ページ「団体登録・問い合わせ先」に提出してください。

登録更新時期が近づきましたら、各団体の代表者宛てに案内を送付します。確実に案内文を送付するため、代表者変更の手続きを忘れずにおこなってください。

《登録変更時の提出書類》

《必須書類》

- ☐ 様式第1号 大崎市立学校施設開放利用団体登録申請書(変更事項にマル印を)

《その他必要書類》

- ・団体名を変更した場合
 - ☐ 会則・規約(団体名変更後のもの)
- ・代表者を変更した場合
 - ☐ 身分証明書の写し(新しい代表者のもの)

2. 登録更新手続き

学校施設開放の団体登録期間は、最長3年間(現在は令和5年～令和7年度)になります。更新期限の3ヶ月前(概ね1月頃)に、各団体代表者宛てに更新手続きについて案内しますので、更新を希望する場合は下記の書類を揃えて8ページ「団体登録・問い合わせ先」に提出してください。

《登録更新時の提出書類》

- ☐ 様式第1号 大崎市立学校施設開放利用団体登録申請書(更新にマル印を)
- ☐ 身分証明書の写し(代表者のみ)
- ☐ 会則・規約(活動内容がわかるもの)
- ☐ 会員名簿(氏名・住所・年齢(在学の方は学校名)がわかるもの)

※身分証明書及び会則・規約について、前回から変更が無い場合は添付不要です。

★利用時の注意点・照明料について★

学校施設開放事業は学校の管理外の事業になりますので、利用者様の責任の下、正しく利用していただきますようお願いします。

1. 利用時の注意

- ①「大崎市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」並びに「実施細則」を守ってください。（※代表責任者は、このことを全員に周知徹底してください）
- ②未成年者のみでの利用はできません。必ず大人の責任者が付き添ってください。
- ③やむをえず施設を利用しなくなった場合は、学校及び管理員に忘れずに連絡してください。
- ④体育館・武道館を利用する際は、運動靴（上履き）を原則着用してください。
武道種目を除いてスリッパや土足は厳禁です。
- ⑤規則・実施細則やマナーの違反があった場合は、利用を停止させていただきます。
- ⑥その他、利用する学校で定めているルールに従ってください。

2. 照明料の徴収について【税込みです】

夜間の利用等で体育館の照明を使用した際は、1回の利用につき施設別照明料一覧表の照明料がかかります。報告書に、照明の使用の有無、全面利用か片面利用かを明記して提出してください。

利用の翌月に納付書をお送りしますので、お近くの金融機関（郵便局は除く）にてお支払いください。

※市内のスポーツ少年団等（**成人を含む中学生以下で構成され、中学生以下を対象とした利用・活動を目的とする団体**）については、照明料は免除となります。

3. ナイター設備（古川第一小学校、古川南中学校）の使用について【税抜きです】

4月～11月の期間に限り、校庭のナイター設備を使用することができます。利用申請の際に申し出てください。

地域交流センターで照明点灯用のコインを1枚500円（税抜き）で販売しています。
1回の利用で30枚まで購入可能です。

★ ナイター設備の利用手順 ★

古川第一小学校

学校に利用申請書を提出

※第一小は、毎月の使用日を各団体代表者と調整しています。



地域交流センターで、ナイター照明コインを購入します。

◆1枚 500円（税抜き）

◆1回 30枚まで購入可

◆1枚で **30分点灯**



利用当日、管理員から鍵を借ります。

◆第一小管理員：大崎市役所警備室
（西玄関入口です）



出典：地理院地図を加工して作成



利用後、管理員に利用報告書と鍵を届けます。

古川南中学校

学校に利用申請書を提出



地域交流センターで、ナイター照明コインを購入します。

◆1枚 500円（税抜き）

◆1回 30枚まで購入可

◆1枚で **20分点灯**



利用当日、管理員から鍵を借ります。

◆南中管理員：セブンイレブン古川稲葉店
（国道4号沿いのラーメンショップ、カインズホームの近くです）



出典：地理院地図を加工して作成



利用後、管理員に利用報告書と鍵を届けます。

※鍵を借りる際は、必ず許可証を提示してください。

※古川第一小学校よりも古川南中学校のナイター照明の設置数が多いため、点灯時間を調整しております。



【施設別照明料一覧表：税込み金額】

学校名	午前・午後・夜間(各区分4時間まで)	
	全面利用	半面利用
【古川地域】 古川第三小学校 古川第四小学校 古川第五小学校 古川北小学校 古川中学校 古川東中学校 古川南中学校 【松山地域】 【三本木地域】 松山小学校 三本木中学校 【鳴子地域】 【田尻地域】 鳴子小中学校 田尻中学校	500円	250円
【古川地域】 古川第一小学校 古川第二小学校 敷玉小学校 古川西小中学校 古川北中学校 【松山地域】 下伊場野小学校 松山中学校 【三本木地域】 【岩出山地域】 三本木小学校 岩出山小学校 【鹿島台地域】 鹿島台小学校 鹿島台中学校 【田尻地域】 田尻小学校 沼部小学校 大貫小学校	300円	150円

団体登録・問い合わせ先

主管課 生涯学習課 23-2213

— 各地域窓口 —

【古川地域】地域交流センター	22-3001	【松山地域】松山公民館	55-2215
【三本木地域】三本木公民館	52-5852	【鹿島台地域】鎌田記念ホール	56-6311
【岩出山地域】岩出山公民館	72-0357	【鳴子地域】鳴子公民館	82-2101
【田尻地域】沼部公民館	39-0213		

受付時間：平日 8:30～17:15 まで（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）

★記入例 団体登録申請書（新規・更新）

様式第1号

大崎市立学校施設開放利用団体登録申請書（新規・更新・変更）

令和 ●年 ●月 ●日

大崎市教育委員会教育長 様

団体名：生涯学習課
申請者
代表者名：大崎 太郎

大崎市立学校施設開放に関する規則第7条により、次のとおり申請します。
なお、施設を利用するときは、実施規則及び細則並びに利用するに当たっての遵守事項を守ります。

団体名の次に競技
種目名を記入。

団体名	生涯学習課（野球）					
団体の構成	小学生 指導者 保護者 職場の仲間 など					
利用目的	軽運動					
代表者	住所	〒989-6492 大崎市岩出山字船場 21				
	氏名	大崎 太郎	電話番号	0229-23-2213		
	アドレス	ed-shogaku@city.osaki.miyagi.jp				
連絡先 ※代表者と異なる場合	住所	〒989-6188 大崎市古川七日町 1-1				
	氏名	大崎 パタ子	電話番号			
	アドレス	Patapata_patako@city.osaki.miyagi.jp				
登録人員	男	10人	女	8人	計	18人
利用希望学校	古川南中学校、古川第五小学校					
スポーツ傷害保険の加入	有	（種類）	●●保険			無

連作先が代表者と同じ場合は記入不要。

主に利用する
学校名を記入。

受付年月日 . . . 前回登録番号
今回登録番号

申請書提出先 生涯学習課・地域交流センター・松山公・三本木公・
鎌田記念ホール・岩出山公・鳴子公・沼部公 受付者：
新規 ☐ 身分証明書 ☐ 会則・規約 ☐ 会員名簿 ☐ 予算書 ☐ 決算書
添付書類 ☐ 事業計画書 ※新規設立団体等の場合は、決算書不要。
チェック 更新 ☐ 身分証明書 ☐ 会則・規約 ☐ 会員名簿
変更 ☐ 変更内容がわかるもの（会則、代表者身分証明書など）

★記入例 団体登録申請書（変更）

様式第1号

大崎市立学校施設開放利用団体登録申請書（新規・更新 **変更**）

変更後の団体名・
代表者名を記入。

令和 ●年 ●月 ●日

大崎市教育委員会

申請者 団体名：生涯学習課〇〇クラブ
代表者名：大崎 パタ子

変更後の団体名の後ろに括弧書きで
旧団体名か現在の登録証番号を記入。

規則第7条により、次のとおり申請します。
施設規則及び細則並びに利用する学校において定められた遵
守事項を守ります。

団体名	生涯学習課〇〇クラブ +（旧団体名または登録証番号を記載）			
団体の構成	変更が無い場合は記入不要。			
利用目的				
代表者	住所	〒989-6188 大崎市古川七日町 1-1		
	氏名	大崎 パタ子	電話番号 0229-23-●●×	
	アドレス	Patapata_patako@city.osaki.miyagi.jp		
連絡先 ※代表者と異なる場合	住所	変更が無い場合は記入不要。		
	氏名			
	アドレス			
登録人員			人	
利用希望学校				
スポーツ傷害保険の加入	有			無
受付年月日	前回登録番号			
	今回登録番号			

新しい代表者
情報を記入。

今回は、団体名と代表者を変更
した場合の記入例です。

★記入例 利用申請書

学校施設開放利用申請書(正)

令和 ●年 ●月 ●日

大崎市教育委員会

教 育 長 様

団 体 名 生涯学習課
 登録番号 古-999
 申請者 住 所 大崎市古川七日町 1-1
 氏 名 大崎 花子
 T E L 0229-23-2213

下 記 の 通 り 申 請 い た し ま す 。

学 校 名	大崎市立 古川南中 学校
利 用 施 設	校庭 体育館 武道館 その他()
利 用 備 品	バスケットボール
実 施 種 目	バスケットボール
利 用 時 間	令和 ●年 ●月 ●日(●) 午 ^前 ●時～ 午 ^後 ●時
	令和 年 月 日() 午 ^前 時～ 午 ^後 時
	令和 年 月 日() 午 ^前 時～ 午 ^後 時
	令和 年 月 日() 午 ^前 時～ 午 ^後 時
	令和 年 月 日() 午 ^前 時～ 午 ^後 時
	令和 年 月 日() 午 ^前 時～ 午 ^後 時
	令和 年 月 日() 午 ^前 時～ 午 ^後 時
利 用 人 数	15 人
利用責任者住所	大崎市古川七日町 1-1
氏名・電話番号	大崎 花子 ☎ 0229-23-2213
申 請 理 由	サークル活動のため
特殊設備の有無	無し
備 考	

1ヶ月単位であれば、行数分まとめて申請も可能。

当日の利用責任者が確定していない場合は、代表者情報を記入。

施設を利用するときは、許可証に記載された実施細則に定められた遵守事項を守ります。
 ◎教育委員会用

★記入例 利用報告書

様式第6号

学校開放施設利用報告書

令和●年●月●日

利用日に
報告書を
提出する。

大崎市教育委員会教育長 様

団体名は正式名称を記入。

●月 ●日 (●)曜日	天 候	晴れ	午前 午後	6 時～	午前 午後	9 時
利用責任者 (報告書記録者)	団体名	生涯学習課 (登録番号) 古-999				
	氏 名	大崎 花子				
	(日中連絡が取れる電話番号またはメールアドレス) 連絡先 090-5●●●-7×××					
種目・使用場所	種 目	バスケットボール		場 所	古川南中学校 体育館	
使用人員	男	5 人	女	5 人	計	10 人
鍵貸与時間	(管理員記録)	午前 午後	時～	午前 午後	時	

利用学校名だけでなく、
活動場所(校庭/体育館
/武道館)を記入。

記事(使用状況、破損、その他)

特になし。

*全項目記入すること。特に、天気・活動場所・記録者氏名の記入漏れに注意。

屋内施設を利用した際は、照明の利用の有無、コートの使用面積のチェック欄には忘れずにチェックを入れる。

該当するものに✓を記入してください。

照明使用		コート使用面積	
有	無	全面	半面以下
✓		✓	

注意!! 鉛筆や消えるペンで書かないでください!

大崎市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(抜粋)

平成18年3月31日

教育委員会規則第24号

改正 令和5年3月16日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、市における社会教育、社会体育の普及、振興及び地域コミュニティの活動の場として、学校の施設を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること(以下「学校施設の開放」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会及び校長の責任)

第2条 学校施設の開放に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

2 この規則の実施に関して学校施設の開放を行う学校(以下「開放学校」という。)の校長は、施設設備の管理、学校施設の開放に伴う事故等の責任を負わないものとする。

(管理員)

第3条 開放学校に管理員を置くことができる。

2 管理員は、教育委員会が委嘱する。

3 管理員は、教育委員会の命を受け、学校施設の開放に伴う施設及び設備の管理に当たるものとする。

4 管理員は、非常勤とする。

(運営協議会)

第4条 教育委員会に運営協議会を置くことができる。

(開放施設の種類)

第5条 学校施設の開放は、小学校、中学校及び義務教育学校の校庭、体育館及び武道館とする。

(令5教委規則3・一部改正改)

(学校施設開放の日時)

第6条 学校施設開放の日時は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校において特別の事情がある場合は、教育委員会は、開放の日時を別に定めることができる。

(利用の登録)

第7条 学校施設の開放を利用しようとする者は、教育委員会の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者で構成される団体で、当該団体に監督者としての成人が含まれる場合に限るものとする。

(平23教委規則12・全改)

(登録の拒否)

第8条 教育委員会は、学校施設の開放の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、

登録を拒否するものとする。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれらに反対するための利用その他宗教的活動のための利用

(3) 専ら営利を目的とするための利用

(平23教委規則12・全改)

(登録の取消し)

第9条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則又はこれらに基づく管理員の指示に従わないときは、登録を取り消すことができる。

(平23教委規則12・全改)

(利用手続)

第10条 第7条第1項の規定により登録を受けた者（以下「登録団体」という。）は、学校施設の開放を利用しようとするときは、利用希望日の2箇月前から7日以前までに所定の申請書により、学校長を経由して教育委員会に申込手続をし、その許可を得なければならない。

(平23教委規則12・全改)

(実費負担)

第11条 登録団体は、照明設備を利用するときは、照明料の実費に相当する額を負担しなければならない。ただし、市内のスポーツ少年団等が体育館を利用する場合は、この限りでない。

(平23教委規則12・全改)

(賠償責任)

第12条 開放学校の施設又は設備を毀損し、又は滅失させた者は、賠償の責めを負うものとする。

(平23教委規則12・全改、令5教委規則3・一部改正)

(その他)

第13条 この規則の実施について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

別表（第6条関係）

(平23教委規則12・一部改正)

開放する日	開放する時間
休業日	午前9時から午後9時まで
平日	午後6時から午後9時まで

備考 この表において「休業日」とは、大崎市立学校の管理運営に関する規則（平成18年大崎市教育委員会規則第14号）第3条に規定する日をいう。

大崎市立小学校及び中学校の施設の開放に関する実施細則(抜粋)

平成18年3月31日
教育委員会訓令甲第19号

(開放事業の原則)

- 1 開放事業は、大崎市教育委員会学校施設開放運営協議会及び当該開放校が相互に緊密な連携を保ち、組織的かつ積極的に進める。

(利用の禁止)

- 2 開放施設は、次のような場合には利用を禁止する。

- (1) 利用責任者が明確でない場合
- (2) 正規の利用手続をふまない場合
- (3) 利用者が遵守事項を守れないと判断される状況がある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該学校の教育上支障があると思われる場合

(利用の取消し)

- 3 利用の許可がある場合でも、当該学校において緊急に利用の必要を生じたとき、利用を取り消すことができる。

(遵守事項)

- 4 利用者は、次の遵守事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可時間を厳守すること。
- (2) 体育館及び武道館は、土足で出入りしないこと。
- (3) 学校内の諸施設、備品、器具等使用物件以外にはみだりに手を触れないこと。
- (4) 校庭、体育館及び武道館での火気の使用及び飲食物の持込みは原則として許可しない。
- (5) 体育館及び武道館の床面の汚染に充分注意し、水気のある物は使用しないこと。
- (6) 施設及び設備一切について損傷した場合は、利用責任者は、必ず学校長を通じて教育委員会に届け出ること。
- (7) 体育館及び武道館の備品、器具等は許可なく館外に持ち出さないこと。
- (8) 利用者は、準備及び利用後の整備及び清掃を責任をもって行い、原状に回復しておくこと。
- (9) 開放施設の施錠及び開錠は利用責任者が行うこと。
- (10) 利用責任者は、利用報告書に、利用状況を記し学校長に届けること。
- (11) 運動場へ車両の乗り入れは一切しないこと。